

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

令和 8 年 8 月 18 日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



1 修繕業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター水処理施設 2 池DO計・MLSS計修繕業務

2 修繕業務場所

三原市円一町一丁目 2 番 1 号

3 修繕業務概要

水処理施設に設置されている次の水質計器 2 台について、性能維持のために整備、修繕（取替）を行う。

(1) 機器名：DO 計

型 式：東亜ディーケーケー株式会社製 OEM-162A（相当品） 1 台

(2) 機器名：MLSS 計

型 式：東亜ディーケーケー株式会社製 SSF-1600（相当品） 1 台

4 工期（予定）

契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

5 本件修繕業務の入札に参加する者に必要な資格

(1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 令和 7・8 年度の広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない業種	電気工事
イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級	B 又は C
ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の営業所の所在地	広島県内に主たる営業所を有する。
エ 前各号のほか、別紙一般競争入札公告共通事項（修繕業務）1 の（1）に掲げる要件を満たしていること	

(2) 技術要件

次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること。

ア 同種（同規模）修繕業務等の元請施工実績 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 17 日までの間に完成検査を受け、引き渡している、右欄の種類の修繕業務等（公共工事等に限る。）の元請施工実績を有すること	下水道施設の計測設備の修繕業務又は設置工事（更新を含む。）
イ 配置主任技術者に係る要件 次に掲げる要件及び別紙一般競争入札公告共通事項（修繕業務）1 の（3）に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を本件修繕業務の現場に右欄の人数配置できること（建設業法第 26 条第 3 項の規定により請負金額に応じて専任を求めることがある。） (ア) (1) アの業種については建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者であること (イ) アに掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての経験を有すること	1 人以上

6 設計図書

- (1) 設計図書は、次のとおり閲覧及び公社ホームページに掲載する。

ア 閲覧日時	令和8年8月18日（火）から令和8年9月7日（月）までの毎日（広島県の 休日を定める条例第1条第1項の休日（「休日」という。以下同じ。）を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
イ 閲覧場所	公益財団法人広島県下水道公社三原支所 三原市円一町一丁目2番1号 電話（0848）67-6585

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参により提出すること

ア 受付日時	令和8年8月18日（火）から令和8年8月28日（金）までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
イ 受付場所	(1)イに同じ

- (3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時	令和8年8月18日（火）から令和8年9月7日（月）までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
イ 受付場所	(1)イに同じ

7 入札参加希望書

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次により入札参加希望書、誓約書のほか必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

ア 提出日時	令和8年8月18日（火）から令和8年8月26日（水）までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
イ 提出方法	持参により提出
ウ 提出場所	6 (1)イに同じ

- (2) 入札参加希望書等の用紙は、(1)アの期間に、6 (1)イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

8 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年8月28日（金）までに通知する。

9 入札及び開札

(1) 日 時	令和8年9月8日（火） 午前11時00分から
(2) 場 所	公益財団法人広島県下水道公社三原支所 2階会議室

10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 その他

- (1) 前各項及び前号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（修繕業務）による。
- (2) 機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項の適用については別記機密情報の取扱いに関する事項による。

12 問合せ先

公益財団法人広島県下水道公社三原支所
三原市円一町一丁目2番1号 電話（0848）67-6585

一般競争入札公告共通事項（修繕業務）

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置、下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第 10 条第 3 項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件修繕業務の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でもないこと
 - (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
 - (エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条の管財人及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (オ) その他他の入札参加希望者と前記アからエまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなってから 5 年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

(2) 同種（同規模）修繕業務等の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した修繕業務又は設置工事をいうものとする。

- ア 国及び地方公共団体
- イ 当該修繕業務の発注当時において効力を有していた法人税法別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
- ウ その他ア又はイに準ずる者が発注した修繕業務等

(3) 配置予定主任技術者の取扱いについて

- ア 配置予定主任技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。
- イ 配置予定主任技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定主任技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3 人を限度とする。）を記載することができる。
- ウ 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定主任技術者の変更・差換え等は認めない。
- エ 工期の延伸等により、配置予定主任技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

オ 落札後、修繕業務の実施に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定主任技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(4) 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件修繕業務に係る主任技術者又は監理技術者を定めて現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

ア 他の工事等の監理技術者として配置されていないこと（配置技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（以下「施行令」という。）第28条1項で定める者をそれぞれの工事に専任で置くときは、この限りではない。この場合の兼務できる件数は2件とする。）。

イ 施行令第27条第1項に該当しない工事等について、現場代理人として5件（本件修繕業務を除く。）以上兼務していないこと。（災害復旧工事に係る件数を除く。）

ウ 施行令第27条第2項が適用される修繕業務にあつては、2件（本件修繕業務を除く。）以上の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。

エ 施行令第27条第1項に該当する工事等で、本件修繕業務に関して施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

オ 主任技術者等として兼務又は管理する工事等の施工箇所は、施行令第27条第2項が適用される工事等にあつては、全て同一の流域市町内（当該流域下水道の流域関連市町）であること。

2 入札方法等

(1) 電報又は郵送による入札は、認めない。

(2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき

(3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行って落札者を決定する。

3 入札保証金

免除する。

4 契約保証金

免除する。

5 入札参加希望書等について

(1) 入札参加希望書等は、提出者に無断で使用しない。

(2) 入札参加希望書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

6 その他

(1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

機密情報の取扱いに関する事項（委託・修繕業務）

本件は、機密情報の取扱いを伴う業務であり、その取扱いは次のとおりとする。

1 業務実施上の留意事項

- （１） 本件業務を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
- （２） この契約による事務処理に当たっては、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。
- （３） 発注者から受注者に提供する情報及び本件業務において受注者が収集した情報について、目的外使用を禁止する。
- （４） 受注者において、情報セキュリティに対する意識の向上及び情報の漏えい等の防止のため、従業員等に対し適切な教育を行わなければならない。
- （５） 受注者は、工期中及び業務目的物の引渡し後も、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- （６） 個人情報を取り扱う場合は、この契約による事務処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定を遵守しなければならない。また個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号に基づく安全管理措置を講じる必要がある。
- （７） 個人情報保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

2 機密データの保存等に関する申出書

本件業務の実施に当たって、機密情報が含まれた電磁的記録を取り扱う場合には、次のとおり、別記様式「機密データの保存等に関する申出書」（以下「申出書」という。）を提出することとし、提出方法は次のとおりとする。

- （１） 一般競争入札に参加する者は、書面により申出書を作成し、入札参加希望書等の提出時に併せて提出すること。
- （２） 上記により難しい場合は、別に定める。
- （３） 共同企業体の場合は、申出書を構成員ごとに作成すること。
- （４） 指名競争入札又は随意契約においては、入札書又は見積書の提出時に併せて提出すること。

機密データの保存等に関する申出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の入札等の結果により、受注した場合の業務に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
4 生成A I の利用予定の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I 又は生成A I を利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成AIのサービス名を記載してください。	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
5 再委託等の有無 ※ 今回委託予定の業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	☐ 有 ☐ 無

【注記事項】

- この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成A I の利用状況の詳細を届け出る必要があります（再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、業務に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件業務の履行のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件業務の履行のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、業務に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）

する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務を処理するために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2（秘密の保持）、第12（機密情報の返還、消去又は廃棄）、第14（漏えい等の発生時における報告）及び第16（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保

護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うに当たって個人情報を取得する場合には、業務を遂行するために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4 受注者は、業務を行うに当たって本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

(安全管理措置)

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(再委託等)

第7 受注者は、発注者の書面による承諾を得て再委託等を行う場合には、再委託等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が業務を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件業務の履行のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、業務の遂行において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの業務遂行の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成A Iの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく業務遂行のため、生成A I（文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルをいう。以下同じ。）又は生成A Iを利用したサービス（以下「生成A I等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本業務に関して入力した内容が生成A I等の学習に利用されない生成A I等を使用すること。
- 2 生成A I等を利用して作成した納品成果物については、生成A I等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成A I等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(再委託等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第 11 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による業務を遂行するために利用又は作成した機密データについて、業務完了後直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が発注者の承認を得て再委託等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、業務終了後直ちに再委託等の相手方から機密データを回収し、又は再委託等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託等の相手方に対して立ち入り検査(発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合(再委託等の相手方により発生した場合を含む。)は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12 (機密データの返還等)、第 13 (再委託等の相手方からの回収等)、第 14 (報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。)及び第 18 (損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が業務を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、業務中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、業務完了後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないように適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
 - ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
 - オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第 9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
 - 受注者において、本業務の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、業務の履行期間中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
 - 受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 再委託先等の従事者
 - 再委託先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が再委託先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用
 - ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないように、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。
- (2) 書類の取扱いについて
 - 機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。

イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。

エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。

(3) その他の禁止事項

ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。

イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件業務に係る内容を話してはならない。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本業務に係る内容及び本業務を推察できる内容の発信を行なってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1) 一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口に、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2) 続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3) 受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

機密データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け契約締結の「 」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名） （日本国外に保存する機密データの概要）
3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有 （利用契約先の情報） ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等 ☐ 無
4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※ 3が「有」の場合のみ記載してください。 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有 （第三者認証の名称： ） ☐ 無

5 生成A Iの利用の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。	☐ 有 ア 利用サービス名 イ サービス提供事業者 ウ 生成A Iを利用する業務及び作業の具体的内容 ☐ 無
6 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	☐ 有 （再委託先等の名称） （再委託先等に委託する具体的な業務内容） ☐ 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。